

1 部活動の目的

スポーツ・文化・芸術等に親しみ、互いに教え合ったり、励まし合ったりしながら、楽しさや喜びを味わうとともに自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や人間関係を育むことにより、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 本年度の部活動

運動部	文化部
野球	吹奏楽
サッカー	美術
ソフトテニス（女子）	
卓球（男子・女子）	
バスケットボール（男子）	
バレーボール（男子・女子）	

※生徒の希望がある場合、大会のみ参加（バドミントン、水泳、スピードスケート等）

3 活動計画

- （１）毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、活動計画については、職員室前に掲示する。
- （２）毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。
- （３）活動環境を整え、安全に配慮した適切な活動が行えるようにする。
- （４）保護者や地域、外部指導者との連携を図ることで、社会の一員として、社会規範を理解し、自らの意志でそれを遵守しようとする自主的自立的な態度を育てる。

4 前年度の問題点と課題

- （１）指導者の指示待ちが多く、自主的な活動が出来なかった。
- （２）試合の序盤で集中力を高められず、敗戦してしまうパターンが多く見られた。

5 活動時間及び日数

（１）朝の活動

実施する場合は年度当初及び3年生引退後の2回保護者会等で実施の趣旨等を顧問が説明し保護者の了承を得ること。また、それ以前に生徒の意思も確認しておくことを前提とする。

最大7：15～7：50

- ①集合時間については、7：00より早くならないこと。
- ②終了時刻を守るとともに、遅刻しないこと。
- ③朝練習がある場合は、ジャージ登校可だが、朝の会は制服で参加すること。
- ④朝練習を実施する場合には、顧問が活動場所で指導すること。

※実施する場合には、生徒の健康や生活リズムを配慮すること。特に、朝食は必ずとってこること。

(2) 放課後の活動

期間	終了時間	下校時間
4月～7月	18:15	18:30
夏季休業中	各部活動の計画による	
8月～9月 地区新人大会まで	18:00	18:15
9月地区新人大会終了後 ～10月	17:15	17:30
※ただし、県大会出場チーム（個人出場もチームとする）は、18:15下校とする。		
11月～1月	16:45	17:00
2月	17:15	17:30
3月	17:45	18:00

(3) 活動時間及び休養日

①休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日度及び日曜日（以下「週末」という。）は、1日以上を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ) 第3日曜日（家庭の日）には、原則として部活動（練習及び練習試合）を行わない。ただし、大会等への参加や施設の活用状態において、やむを得ず実施する場合には、事前に学校長の許可を得る。

ウ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労に留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

②活動時間

ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な・効果的な活動を行う。

イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(4) 長期休業中の活動について

①長期休業中も{(3) 活動時間及び休養日}と同様に、活動時間及び休養日を設定する。

(5) その他

①定期テスト3日前（土日を含む）から終了前日まで部活動は行わない。ただし、大会等がある

場合には相談する。

②水曜日は、原則として部活動は行わない。ただし、水曜日以外で部活動が行えない曜日があつた場合には、活動を行うこともある。

(特別な場合を除き、毎月の活動計画で事前に通知する)

③学校行事やその準備期間に応じて、部活動を休止する場合もある。

※やむを得ず実施する場合には、事前に校長の許可を得る

○宿泊を伴う学習 ○文化祭・運動会 ○卒業式・入学式等

④地域の行事がある場合は、原則として部活動を行わない。

上河内地区体育祭 (10/13)

上河内福祉まつり (10/19)

上河内文化交流祭 (11/3)

梵天祭 (11/23)

6 指導にあたって

(1) 活動内容

①生徒の能力・適正や発達段階を踏まえた活動を行う。

②部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

③望ましい集団活動を助成する活動を行う。

(2) 事故防止及び健康管理

①関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。

②環境条件(天気、気温など)について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際には適切に対応する。(WBGTの設置)

③生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3) 体罰の防止

①勝利至上主義に陥らないよう内容留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 外部指導者の活用

①外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。

②校長(副校長)は、事前に候補者と面接し、学校の方針を伝えるとともに、適格者と判断する。ふさわしくないと判断場合は、指導者に依頼しない。

(5) 大会や演奏会等への適切な参加

①適切かつ確実な生徒引率を行う。

②交通手段には、原則として公共交通機関を利用する。やむを得ず、他の方法を利用する場合には、交通安全に十分留意する。

③生徒輸送費等については、保護者等で顧問から説明を行い、十分な理解と了承を得る。

(6) その他

①各部の連絡網を作成し、家庭との連絡を密にし、休日に行う活動の連絡通知に配慮する。

②個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、可能な限り学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。

③保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に関わる経費について、保護者の

経済的負担が過重にならないよう、生徒活動助成費（活動費・輸送費）を計画的に使うようにする。

7 部活動の入部・退部

（１）入部

① 1年生の加入の手順

ア) 部活動紹介を行う。（４/１１）

イ) 部活動見学及び借り入部をする。（４/２４）

※ 1年生は、所定の期日までは仮入部とし、17時30分には下校する。

ウ) 担任に入部届を出す。

エ) 担任は確認後、部活動顧問に提出する。

② 2・3年生の加入の手順

ア) 担任に入部届を提出する。（４/１６）

イ) 担任は、確認後部活動顧問へ提出する。

（２）退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、退部届を顧問に提出する。

8 部活動の創部

（１）創部・廃部

「創部の規定」制定の経緯

①生徒数の減少により、部活動数と、生徒数・職員数のバランスを取ることが難しく、平成24年度から「部活動数再検討委員会」を職員の中で立ち上げ、PTAなどの承認も得ながら「廃部の規定」が平成27年度改定された。これらの経緯を考えると、創部に関しては慎重を期さなければならないと考える。

②創部の要望が生徒、保護者間、もしくは職員などから出された場合には、部活動顧問会議を開き創部の是非を話し合い、その後職員会議を経て校長決済を仰ぐこととする。

なお、その際には上記「創部の規定」制定の経緯を最大限に考慮するものとする。

③創部の是非に関しては職員の賛成過半数を目安とする。

（２）廃部

①部員数減少により、部としての活動が困難となった場合については、部の存続について校内で十分に審議し、廃部とする場合もある。